



# いびがわは新婚世帯を 心から祝福します！

## **新婚世帯定住奨励金を支給します**

人口流出防止と揖斐川町への若者の移住・定住の促進を目的に、結婚後も揖斐川町に3年以上定住することを前提とした新婚世帯（町外からの転入者の場合は、婚姻から1年以内に揖斐川町に転入し、引き続き3年以上定住することを前提とした新婚世帯）を対象に、ご結婚お祝い金として5万円分の揖斐川町地域振興券\*を支給しています。

\*揖斐川町地域振興券とは、町内の取扱店で使用できる商品券のことです

### ◆支給条件

- 婚姻届を提出し受理した日（婚姻日）から1年を経過していない夫婦であること
- 揖斐川町に3年以上定住することを前提としている方であること
- 夫婦ともに満50歳未満であること
- 今までに結婚祝い金の支給を受けた者との婚姻でないこと
- 新婚世帯に町税等及びこれに準ずる納付金の滞納がないこと

### ◆支給金額

1組あたり5万円分の揖斐川町地域振興券

### ◆必要なもの

- 交付申請書
- 戸籍謄本
- 住民票謄本
- 夫婦それぞれの町税完納証明書  
（転入者で揖斐川町での課税がない場合：前住所地の市町村税完納証明書）  
（非課税の場合：市町村民税の非課税証明書又は所得課税証明書）

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 総務部政策広報課 22-2111

